

令和4年度 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための活動レベル

【令和4年10月17日現在】 ※感染症の状況によって、今後、変更することがあります。

専修大学新型コロナウイルス感染症対策本部

活動レベル	判断基準	対象期間	キャンパスへの入構（学生）	授業運営方法 （大学院及び法科大学院は、別途定める）	学外実習、学外調査（日帰り）	正規の授業時間以外の教育活動（教員が携わるもの）	宿泊を伴うゼミナール合宿、学外実習等	キャンパス内の学生の学修活動（学生が自主的に行うもの）	情報科学センター施設利用	図書館施設利用	その他の学内施設及び学生相談窓口	事務所管が運営する各種課外講座・説明会・研修など	学生の課外活動(体育会活動を除く)など
レベル0 (グリーン)	平常時		○	<注1> 令和4年度学部授業運営方針（対面授業を主とし、一部の授業科目においては、教育効果等を考慮してオンライン授業とする）に基づき授業運営を行う。	○	○	○	○	○	○	○	○	○
レベル1 (黄緑)	感染者が一定程度に留まっている状態		○		△ <注2>	○	△ <注2>	△ ※各施設の利用条件のもと、30～40人程度までのグループワークを可とする。	状況を見ながら、定員数の2／3程度を上限として増員。 なお、総合的な判断により、事前予約による制限や利用時間の変更を行う場合がある。 詳細は「情報科学センターHP」参照	「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための専修大学図書館対応ガイドライン」参照	○	△ 【条件】 感染症拡大防止のために各教室等に設定した「着席可能な席数」を遵守すること。	○
レベル2 (イエロー)	感染への高度な警戒が必要な状態（一都三県の感染者数の増加がみられる場合）		○		△ <注2>	△ <注2>	△ 【条件】 ・対策本部長の許可	△ ※各施設の利用条件のもと、4～5人程度までのグループワークを可とする。			○	△ 【条件】 感染症拡大防止のために各教室等に設定した「着席可能な席数」を遵守すること。	△ 【条件】 ・学生部長の許可
レベル3 (オレンジ)	緊急事態宣言発出時（東京都知事又は神奈川県知事による大学への休業要請がない状態）又は緊急事態宣言は発出されていないが、それに準ずる状態と本学が判断した場合	（「まん延防止等重点措置」の適用期間等）	△ 原則として対面授業出席に伴う入構	<注1> 学内で授業を受講する学生数の上限を設定し、授業運営を行う。	△ 【条件】 ・対策本部長の許可	△ <注2>	×	△ ※各施設の利用条件のもと、個人による学修のみ可とする。	△ 【条件】 ・事前予約制		○	△ 【条件】 ・<注3> ・感染症拡大防止のために各教室等に設定した「着席可能な席数」を遵守すること。	△ 【条件】 ・学生部長の許可
		緊急事態宣言発出期間	△ 原則として対面授業出席に伴う入構		△ 【条件】 ・対策本部長の許可	△ <注2>	×	△ ※各施設の利用条件のもと、個人による学修のみ可とする。	△ 【条件】 ・事前予約制		○	△ 【条件】 ・<注3> ・事前に計画書等を対策本部長宛に提出し、対策本部長の許可を得る。	△ 【条件】 ・学生部長の許可
レベル4 (レッド)	緊急事態宣言発出時（東京都知事又は神奈川県知事による大学への休業要請がある状態）		△ 原則として対面授業出席に伴う入構	全授業をオンライン授業とする。（ただし、授業科目担当教員と協議のうえ、学長が必要であると判断した場合には、対面授業を実施するものとする。）	△ 【条件】 ・対策本部長の許可	△ <注2>	×	△ ※各施設の利用条件のもと、個人による学修のみ可とする。	△ パソコン・プリンターの利用希望者はWeb予約（週1回まで）にて可。上限数を管理。	△ 【条件】 ・事前予約制	△ 【条件】 ・事前予約制	×	×
レベル5 (ブラック)	重大な緊急事態（感染拡大により、教職員が出動できない状態等）		×	全授業をオンライン授業とする。	×	×	×	×	×		×	×	×

上記表において、○は「可」、△は「条件付で可」を表しています。

- 【注1】 集団感染（クラスター）が発生した時は、対面授業科目を一時的にオンライン授業に切り替える場合がある。
【注2】 担当教員は、学部長又は大学院研究科長の事前許可を得るものとする。
【注3】 担当所管は、参加者の学籍番号・氏名等を把握し、保管しておく。

【レベル移行時の判断】
レベルを移行するときの判断は、政府ならびに東京都及び神奈川県の方針、感染症の拡大（又は縮小）状況、本学キャンパス内の「3つの密」の回避状況、オンライン授業及び対面授業の運営状況等を考慮したうえで、学長が行うものとする。
【備考】
1. レベル1～5までは、「対面授業及びキャンパス入構等に関する専修大学ガイドライン」に定められた感染症対策を講じること。
2. 法科大学院については、別途、対応するものとする。